



発行 東京都

目次

13

条例

○平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例 (総務局)...

規則

○平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則 (総務局行政部政課)...

条例のあらまし

●平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例 (条例第一号)

- 一 平成三〇年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

条例

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第一号

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する

条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例 (昭和四十三年東京都条例第十五号) 別表に定める単位費用は、平成三十年度分限り、同表一の部一の款一の項中「二五、九五四円」とあるのは「二六、九一〇円」と、同表二の部一の款一の項中「九二円」とあるのは「一、四七六円」と、同部二の款一の項中「四四五円」とあるのは「六六二円」と、同部二の項中「三、九一六円」とあるのは「五、六六〇円」と、同部三の項中「一三、一三八円」とあるのは「一九、二七四円」と、同部三の款一の項中「二九七円」とあるのは「四四三円」と、同部四の款一の項中「一七三円」とあるのは「二五五円」と、同部五の款一の項中「一三四円」とあるのは「二〇〇円」と、同部六の款一の項中「七八〇円」とあるのは「九五三円」と、同部七の項中「二〇七円」とあるのは「二〇八円」と、同部四の項中「一、九六五円」とあるのは「二、〇六四円」と、同部七の款一の項中「六二、一八五、五〇六円」とあるのは「九一、二六二、一〇六円」と、同部二の項中「六九、七〇一、八二八円」とあるのは「二〇〇、五二一、一一円」と、同部三の項中「二、四九四円」とあるのは「三、七二二円」と、「八一、四一八円」とあるのは「一一七、五三三円」と、「一、六三三円」とあるのは「二、四〇二円」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則を公布する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十三号

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

平成三十年度分の基準財政需要額を算定する場合における都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百八十二号)別表第一から別表第三までの規定の適用については、別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.508」とあるのは「0.520」と、「0.492」とあるのは「0.480」とし、同表投資的経費の部清掃費の項中「0.564」とあるのは「0.559」と、「0.436」とあるのは「0.441」とし、同表教育費の項中「0.632」とあるのは「0.621」と、「0.368」とあるのは「0.379」とし、別表第二経常的経費の部議会総務費の項中「0.020」とあるのは「0.019」とし、同表投資的経費の部土木費の項中「207」とあるのは「208」とし、別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1.004」とあるのは「1.005」と、「1.007」とあるのは「1.009」と、「1.011」とあるのは「1.014」と、「1.014」とあるのは「1.018」と、「1.018」とあるのは「1.023」と、「1.021」とあるのは「1.027」と、「1.025」とあるのは「1.032」と、「1.028」とあるのは「1.036」と、「23,072」とあるのは「22,253」と、「0.134」とあるのは「0.129」と、「25,954」とあるのは「26,910」とし、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1.034」とあるのは「1.046」と、「1.015」とあるのは「1.020」とし、同表民生費の款社会福祉費の項中「1.034」とあるのは「1.046」と、「1.015」とあるのは「1.020」とし、同表老人福祉費の項中「1.031」とあるのは「1.043」と、「1.013」とあるのは「1.018」と、「3,916」とあるのは「5,660」とし、同表児童福祉費の項中「1.033」とあるのは「1.045」と、「1.014」とあるのは「1.019」とし、同表衛生費の項中「1.034」とあるのは「1.046」と、「1.015」とあるのは「1.020」と、「297」とあるのは「443」とし、同表清掃費の項中「173」とあるのは「255」とし、同表経済労働費の項中「1.034」とあるのは「1.046」と、「1.015」とあるのは「1.020」とし、同表土木費の款道路橋りょう費の項中「207」とあるのは「208」とし、同表公園費の項中「0.873」とあるのは「0.832」と、「0.127」とあるのは「0.168」とし、同表教育費の款

小学校費の項中「0.1968」とあるのは「0.2681」と、「0.8032」とあるのは「0.7319」と、「62,185.506」とあるのは「91,262.106」とし、同表中学校費の項中「0.1928」とあるのは「0.2674」と、「0.8072」とあるのは「0.7326」と、「69,701.828」とあるのは「100,521.111」とし、同表その他の教育費の項中「0.443」とあるのは「0.614」と、「0.557」とあるのは「0.386」と、「336」とあるのは「672」と、「86,544.500」とあるのは「173,088.000」と、「123」とあるのは「246」と、「1.032」とあるのは「1,491」と、「210,033.660」とあるのは「319,026.160」と、「1.632」とあるのは「2,402」とす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

